

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算について、次の内容について取り組んでおります。

- ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証の利用促進を行う等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 電子処方箋の発行体制等、医療 DX に係る取り組みを実施しております。
- ・ 診療で行った診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

当院では、患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行っております。